

安全衛生協力会会則

制定 令和 3年 4月

株式会社 田中工業 安全衛生協力会

株式会社 田中工業 安全衛生協力会会則（令和3年4月版）

第1条（目的）

株式会社 田中工業（以下「会社」という）の関連協力会社が、会社と相提携して、人命尊重を基本理念とし、工事の安全施工及び災害の未然防止と作業員の安全衛生教育、安全管理の向上を図ることを目的とする。

第2条（名称・事務局）

本会は株式会社 田中工業 安全衛生協力会（以下本会という）と称し、事務局を埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447番地に置く。

第3条（会員）

本会の会員は会社及び会社と取引のある協力業者は、本会の会員となる。

会員には、正会員と準会員並びに賛助会員がある。

1. 正会員は、会社と2年以上の取引があること。または、会社の2箇所以上の工事の取引契約があること。かつ、社会保険等に加入済みであり会社の推薦および承認を得た協力会社とする。
2. 準会員は、会社と取引する正会員を除く全ての協力会社のうち、労務請負会社および外注会社（資機材のみの納入業者および輸送業者を除く）とする。取引を開始した時点で会員としての資格が発生し、取引の終了をもって喪失する。
3. 賛助会員は、安全衛生活動に必要な業種（運搬、資機材、産廃関連等）で会社の推薦および承認を得た協力会社とする。

第4条（入会金・会費）

会員は本会の運営に要する費用を下記に定める基準により協力会費として、納入するものとする。また、比率の変更については会社と安全衛生協力会との協議により決定する。

1. 正会員の入会金は5万円とし、会費は工事支払金 $\times 0.5 / 1000$ とする。
2. 準会員の会費は工事支払金 $\times 1.25 / 1000$ とする。
3. 賛助会員の会費は年間一律3万円とする。
4. 納入した協力会費は如何なる理由があっても返却しない。

第5条（会員の義務）

1. 本会の会員は、関係法令及び会社の安全に関する指導・指示事項を遵守しなければならない。
2. 本会の会員は会則を遵守すると共に、目的達成のため事業並びに諸活動に対し積極的に協力しなければならない。

第6条 (活動)

本会は第1条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 安全・衛生に関する各種行事及び教育の企画立案並びに実施。
2. 施工管理能力・技術の向上に関する教育・指導。
3. その他本会の目的達成に必要な事項。

第7条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第8条 (会計報告)

年度末の会計報告は、事務局から会員に報告をするものとする。

第9条 (除名)

会員で次の事項に該当するときは安全衛生協力会の決議を得て除名できる。

1. 会則又は総会の決議を遵守せず、その他本会の目的に反する行為があったとき。
2. 本会の名誉又は信用を毀損すると認められる行為があったとき。
3. 事業閉鎖に伴う場合は随時除名とすることができる。

第10条 (実施期日)

1. 本規約は令和3年4月1日より実施する。
2. 本規約を改正する場合は、正会員に通知することにより行うものとする。